2　参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」でＡの等級に格付され関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法の規定により医療機器の販売資格を有する者であること。
⑸　大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は装備施設本部長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑹　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書及び性能等に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒162―8860 東京都新宿区市谷本村町５―１　防衛省装備施設本部需品課　調達専門官　根岸　明美　電話03―3268―3111　内線35430
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年７月28日15時45分　装備施設本部第２入札室
⑷　入札書及び性能等に関する書類の受領期限　平成26年９月16日18時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成26年９月29日13時10分　装備施設本部第２入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。4⑶に従い書類を添付して入札書を提出した入札者であって、２の競争参加資格をすべて満たし、性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申し込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値の最も高い者をもって落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihiro Kumamoto Deputy Director General (Arms and Supplies) Equipment Procurement and Construction Office, Ministry of Defense
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Multi-functional lithotripter 1 set
⑷　Delivery period : as in the tender documentation
⑸　Delivery place : as in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assiatance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reason within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have the Grade A in the “Manufacture” or “Sale” in the Kanto and Koushin-etsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Defense (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances.
⑤　The person who is not being under suspension of nomination by Director General for Health and Medicine, Director General, Bureau of Operational Policy, Director General, Bureau of Finance and Equipment, or by Director General, Equipment Procurement and Construction Office.
⑺①　The explanation for tender : 15 : 45　28 July 2014
②　Time-limit for tender : 18 : 00　16 September 2014
⑻　Contact point for the notice : Akemi Negishi, Supplies Division, Equipment Procurement and Construction Office, Ministry of Defense, 5―1 Ichigayahonmuracho Shinjyuku-Ku Tokyo 162―8860 Japan. TEL 03―3268―3111 ext. 35430

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年７月 15 日
独立行政法人日本学生支援機構
理事長　遠藤　勝裕

◎調達機関番号　591　◎所在地番号　14
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　奨学金業務システム（ＪＳＡＳ）等のハードウェア更新に伴うシステム移行・検証業務　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成26年12月26日
⑸　履行期間　契約日から平成27年３月31日
⑹　履行場所　入札説明書による。
⑺　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札額は、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、平成26年３月28日付号外政府調達第57号の官報の競争参加資格の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　本機構理事長から取引停止を受けている期間中でないこと。
⑸　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定するところの暴力団員及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。